

2019年11月22日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

株式会社オフィスサポート  
代表取締役 池田 龍哉



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本日は、坂元代表取締役副社長との面談の機会をいただき、有り難うございます。

本日の面談の際にお伝えした内容を中心に貴社取締役会の皆様方に以下のとおりお伝えいたします。

まず、弊社は、貴社の大株主として、貴社経営陣の皆様と対立することを意図するものではなく、株主価値向上について経営陣の皆様にご協力したいと考えておりますことをご理解ください。

ご存知の通り、11月13日に東芝デバイス&ストレージ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による株式会社ニューフレアテクノロジー（以下「対象者」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始されました。弊社が11月15日付書簡及び本日の面談にてお伝えした通り、公開買付者が実施している現在の公開買付スキームのもとで貴社が応募した場合、不必要かつ多額の税負担が貴社に強いられることとなります。現在の公開買付スキームは対象者の全ての株主、特に貴社にとっての利益の最大化が図られておりません。弊社グループは、現時点において対象者の第3位株主であり、貴社の大株主そして対象者の大株主として、対象者の全ての株主価値向上の実現のため、公開買付者及び対象者との間で、対象者が11,900円で自己株式取得の公開買付けを行い、貴社がこれに対して応募契約を結ぶというスキーム（公開買付けの二段階買収）への変更交渉を行っております。弊社は、貴社取締役の皆様が善管注意義務を果たすという意味でも、弊社と共に公開買付者及び対象者とスキームの変更交渉を行っていただきたく、再度強くお願いを申し上げます。公開買付けの二段階買収という手法は経済的には公開買付者、対象者、及び貴社以外の対象者の全ての株主に何ら損失はなく、貴社には大きなメリットがあります。

弊社は、本公開買付けの開始前の貴社と公開買付者及び対象者との協議において貴社取締役の皆様が株主から経営を委託された経営者としての責務を果たされていなかったのではないかと懸念しております。弊社は、本公開買付けが開始されるに先立って貴社取締役会でどのような議論があり、またその議論を踏まえて、どのように公開買付者及び対象者と協議を行ったのか、きちんと公表してきていただきたく、お願い申し上げます。また、対象者が開示した「東芝デバイス&ストレージ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」には、公開買付者及び株式会社東芝は貴社に対して本公開買付けへの応募につき申し入れを行い、協議を行っている」と記載されており、貴社は

本公開買付けへの応募について継続して検討する旨を11月8日付けで連絡されたと記載されておりますので、弊社の11月15日付け書簡におけるご提案も踏まえて、その検討結果（本公開買付けに応募するのかもしれないのかという結論を含みます。）を公表されるようお願い申し上げます。

以上の各公表につきましては、本公開買付けの時間的制約もありますので、貴社株主に対するタイムリーな説明責任を果たすために、遅くとも11月29日までに実施していただきたいと存じます。その公表内容を踏まえて（11月29日までに公表されなかった場合は公表されなかった事実を踏まえて）、弊社としてどのような対応を行うべきか改めて検討いたします。

また、本日の面談にて、貴社取締役会は、株主価値を向上させるために真摯で活発な議論を行っているとのこと説明がございました。しかしながら、弊社は貴社の大株主となってから約1年間にわたって貴社と対話をさせていただき、貴社が既存事業を継続的に運営するのに必要な自己資本額を算定し、その金額を超える部分については自己株式取得や配当などの資本政策によって株主価値向上を行なっていたいただきたい旨を何度もお伝えして参りましたが、ご対応いただけませんでした。加えて、弊社は、三上代表取締役社長との面談を数度にわたってお願い申し上げていたにもかかわらず、本年4月15日を最後に実現に至っておりません。貴社は、2019年3月期末時点で既に現預金225億円、政策保有株式67億円の多額の不必要な内部留保を保有されているところ、本公開買付け応募すれば、多額の現金を受け取ることになるので、包括的な全株主価値の向上策について早急に公表いただけますようお願いいたします。

なお、以上についての貴社のご検討結果や方向性を伴うご検討状況の開示は、私どもに対する伝達というではなく、適時開示による公表によって行っていただきたく、よろしくようお願い申し上げます。

敬具